

身体的拘束等の最小化のための指針

1. 身体的拘束に関する基本的な考え方

コープリハビリテーション病院（以下、当院）は、『私たちは、人が人を見る仕事に価値を生む技術集団です。何よりも人が孤立せず健やかに暮らす社会に貢献する』ことを理念に掲げ、他職種によるチーム医療を展開し、一人一人が尊ばれ人間らしく生きていくことを支援していく医療を実践している。身体的拘束は、患者の人権や尊厳そのものに関わる行為であり、『緊急やむを得ない場合』であっても医療従事者として適切な評価を実施し、身体的拘束等の最小化に向け、たゆまず努力し続けなければならない。

身体的拘束の最小化に向けて、職員一人一人が身体的・精神的・社会的弊害を理解し、患者の立場にたち、人権・尊厳をまもりつつケアを行うという基本姿勢を重んじて身体的拘束最小化に向けて取り組んでいく。

2. 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為

厚生労働省「身体的拘束ゼロへの手引き」に基づき、身体的拘束に該当する具体的行為を以下に示す。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。（ベッド柵をひもなどで動かないように固定することも含む）
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の条件

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対処できないような「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。身体的拘束を行う場合には、以下の3要件すべてを満たす必要

があることとする。

- ・切迫性

患者本人又は他の患者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- ・非代替性

身体的拘束その他の行為制限を行う以外に代替する方法がないこと

- ・一時性

身体的拘束その他の行為制限が一時的であること

4. 身体的拘束最小化のための体制

当院では、身体的拘束最小化チーム（以下「チーム」）を設置する。構成員は認知症診療の経験のある専任医師、認知症看護の研修を修了した専任看護師、社会福祉士、病棟看護師、薬剤師、作業療法士、医療安全管理者とする

このチームは、身体的拘束の必要性の評価、解除に向けたケアの検討、身体的拘束の実施状況の把握、職員への助言・指導、委員会での報告・改善策の検討など、身体的拘束最小化に向けた中心的な役割を担う

5. 身体的拘束最小化に向けた取り組み

身体的拘束を最小化するために、多職種が協働しながら患者の状態を総合的に評価し、拘束を行わずに安全を確保するための取り組みを行う。

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に周知する

- ②チームによる巡回を行い、病棟職員と共に身体的拘束が行われている患者の解除や代替等の導入に向けた具体的な検討を行う

- ③病棟内の複数人の職員が協働して検討

6. 身体的拘束に関する研修

身体的拘束適正化のための研修を、全職員向けに開催する。研修の実施に当たっては、研修主催者が実施日・実施場所・研修名・内容（研修概要）及び研修後アンケートを記載した記録を作成する。

- ・開催日程：全職員向けに年2回以上

- ・研修目的：身体的拘束廃止にむけての取り組みを理解し実践できる

7. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

身体的拘束等の判断は医師の指示によるものとし、患者・家族に説明を行い、同意を求める事を原則とする。

説明内容

- ①身体的拘束等を必要とする理由

- ②身体的拘束等の具体的な方法
- ③身体的拘束等を行う時間帯及び時間
- ④身体的拘束等の開始及び解除の予定
- ⑤身体的拘束等の合併症
- ⑥特記すべき心身の状況

身体的拘束等を行っている間はその態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、適切な医療及び安全を確保する。

カンファレンスでは、身体的拘束等の早期解除に向けて身体的拘束等の必要性や方法を随時検討する。患者の心身の状況、やむを得ず身体的拘束等を行う 3 要件を踏まえ継続の必要性を評価し、カンファレンス日・参加者・カンファレンス内容を記録する。

再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を介助する。その場合には、患者・家族に報告する。

8. 本指針の閲覧

本指針は、院内掲示するとともに、当院ホームページに掲載する。